

自主的避難等対象区域（郡山市）から関東地方に避難している申立人家族について、ホールボディカウンター検査を受けるため、平成27年10月に郡山市に行った際の交通費の賠償が認められた事例。

1168

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇年（東）第〇〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 検査費用 金3万2600円
（平成27年4月1日～平成27年11月30日）

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が、金3万2600円であることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年3月8日

（仲介委員 脇奈穂子）